

○ 西いぶり広域連合職員の給与に関する条例

平成12年3月28日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、職員の給与に関する方針の統一を図るため、職員の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(調整)

第2条 広域連合長は、派遣職員の給与について当該職員の派遣元市町の他の職員との均衡上必要があると認めたときは、調整を行うことができる。

(室蘭市条例の準用)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行については室蘭市職員の給与に関する条例（昭和26年室蘭市条例第4号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。